

健康管理室運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 シャープ健康保険組合（以下組合という）は、被保険者（但し、任意継続被保険者及び特例退職被保険者は除く）の健康診断及び疾病予防・健康増進（以下健康管理という）及び検査・救急対応を行うため別紙（1）のとおり健康管理室を設置する。

第2章 健康管理

(健康管理室開設事業所)

第2条 健康管理室は別紙（1）の事業所に開設する。

(検査・救急対応手続)

第3条 被保険者が健康管理室で検査・救急対応等を受けるときは、健康管理室に備え付けの受付簿に必要事項を記載させるものとする。

(検査等の費用等)

第4条 被保険者が健康管理室で検査を受けた場合の被保険者等の負担費用は別途定める。

2. 健康管理室は組合の指示に従い、別途徴収に必要な手続をとるものとする。

(被保険者以外の者の健康管理及び検査・救急対応等)

第5条 組合が必要と認めた場合には、第1条に定める被保険者以外の者の健康管理及び検査・救急対応等を行うことができるものとする。この場合の費用等については別に定める。

(健康管理)

第6条 健康管理室は健康管理の実施にあたっては、組合の指示に基づきこれを行うものとする。

(検査の外部委託)

第7条 健康管理室の医師は、健康管理等に必要な検査を、組合が委託契約を結ぶ外部検査機関に、組合の指示する手続に従い委託することができる。

第3章 職員及び職務

(職員)

第8条 健康管理室には次の職員をおく。

- (1) 医師
- (2) 保健師・看護師

(医師の職務)

第9条 医師は、産業医としての職務を行い、必要に応じ医療法第10条に定める管理医師の業務を行う。

(保健師・看護師の職務)

第10条 保健師・看護師は次の業務を行う。医師の指示を受けその補佐を行う。又、第16条の手続に基づいた医薬品の購入及びその管理の業務を行う。

- (1) 当組合適用事業所と締結する「健康診断の実施に関する業務委託基本契約書」の業務
- (2) (1)の健康診断結果から医師等により指導が必要と判定された被保険者に対して、個別・集団指導等を実施する。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律に定める「特定健康診査・特定保健指導」の業務
- (4) 当組合が推進する「健康づくり推進施策」の業務
- (5) 所在地事業所の安全衛生に関わる業務

(遵守事項)

第11条 職員は、業務推進に当たって次のことを遵守しなければならない。

- (1) 保健師・看護師は診療を行ってはならない。医師不在時に診療が必要となった患者に対しては、次の通り対応するものとする。
 - ① 近隣の医師を紹介し受診させる。
 - ② 緊急の場合には、事業所の総務(管理)部門に救急車の手配を依頼する。
 - ③ 怪我等の場合は、法的に認められた応急処置に限ってこれを行う。
 - ④ 投薬については行ってはならない。
- (2) 職員は、業務上知り得た個人情報及び機密事項について漏洩したり、不正に使用してはならない。

(緊急時の対応について)

第12条 緊急時の対応については、別途組合の定める危機管理マニュアルに従うものとする。

(救急対応について)

第13条 職員は法的に認められた応急処置に限ってこれを行う。

第4章 庶務

(任免・服務・給与)

第14条 医師を除く職員の任免・服務・給与については、組合の職員の勤務給与等に関する規程による。医師については個別の契約の定めによることとする。

(報告)

第15条 健康管理室は健康管理及び検査・救急対応等についての定時報告書を所定の期日までに組合に提出しなければならない。尚、詳細については別途定める。

(備品等の購入手続き)

第16条 健康管理室が医療機器、備品、医薬品等を購入しようとするときは、組合の業務決裁基準に基づき事前に決裁を得なければならない。

(文書の保管)

第17条 健康管理及び検査・救急対応等に関する書類の保存は組合の文書保存規程による。

第5章 会計経理

(経理処理)

第18条 健康管理室の収入、支出は、原則としてすべて組合経理にて処理する。

第6章 財産管理

(財産管理)

第19条 健康管理室の資産、備品の管理は、組合の財産管理規程による。

附 則 本規程は、平成14年7月1日より実施する。また、本規程の実施に伴い、事業所健康管理室ごとに定める健康管理室（診療所を含む）の運営についての規程はこれを廃止する。

附 則 この規程は、平成24年12月16日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年2月16日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

別紙（1）
健康管理室一覧

健康管理室	住 所
八 尾	大阪府八尾市
奈 良	奈良県大和郡山市
天 理	奈良県天理市
広 島	広島県東広島市
葛 城	奈良県葛城市
福 山	広島県福山市
東 京	東京都港区
幕 張	千葉県千葉市美浜区
三 重	三重県多気郡多気町
亀 山	三重県亀山市
堺	大阪府堺市堺区